

直送済

令和 7 年（行ケ）第 9 号 人口比例選挙請求事件
原告 鶴本 圭子 外 10 名
被告 東京都選挙管理委員会 外 10 名

令和 7 年 10 月 6 日

準備書面 (5)

【陳述の要旨】

東京高等裁判所第 10 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

原告は、下記の通り、陳述する。

記

第 1 部

第 1 原告準備書面（3）の中の重要箇所

1 答弁書に対する反論：

- ①2 頁 5～12 行目（即ち、(1)～）
- ②3 頁 1～5 行目（即ち、(3)～）
- ③16 頁 14～末行（即ち、(6)～）
- ④17 頁 1～9 行目（即ち、(7)～）
- ⑤18 頁 14～末行（即ち、(9)～）
- ⑥19 頁 10 行～20 頁 2 行（即ち、(10)～）

⑦20 頁 3～9 行(即ち、(11)～)

⑧20 頁 10 行～22 頁末行(即ち、(12)～)

⑨25 頁 1～15 行目

2 憲法前文第 1 項第 2 文（信託）と憲法 47 条の関係

⑩27 頁 1～12 行目(即ち、II～)

⑪37 頁 17～末行

⑫38 頁 1～7 行目(即ち、3～)

⑬49 頁 9～17 行目(即ち、(1)～)

⑭50 頁 6～末行(即ち、(2)～)

⑮51 頁 16～52 頁 1 行(即ち、(1)～)

⑯52 頁 2～末行(即ち、(2)～)

3 国難論

⑰53 頁 1～12 行目

⑱54 頁 3～5 行目

⑲54 頁 9 行目～55 頁 3 行目(即ち、第 1～)

⑳59 頁 4～末行(即ち、4～)

㉑60 頁 1 行目～61 頁 14 行目(即ち、5～)

第 2 原告準備書面（1）の中の重要箇所 芦部説

㉒57 頁 4～末行(即ち、1～)

㉓58 頁 1～6 行目(即ち、(2)～)

第 2 部

第 1

① 原告代理人升永弁護士(以下、同代理人ともいう)らは、2009 年～2025 年までの 16 年間に、162 個の人口比例選挙請求訴訟を提起・遂行している。同代理人は、当該訴訟のために、保守的に概算しても、**4 万 7000 時間**を費やした。

② そして、同代理人は、2024 年 12 月下旬、一票較差を伴う選挙区割り立法についての、国会の立法裁量権の有無について、ぼんやり考えているときに、突然、憲法前文第 1 項第 2 文(信託)に気が付いた。

そして、2025 年 1～2 月に、同代理人は、一票較差を伴う選挙区割り立法についての、国会が一票較差の有無・広狭に関して立法裁量権を有するか否かという、過去 60 余年間、解くことができなかった **超難問** が、憲法前文第 1 項第 2 文(「**国政**は国民の厳粛な**信託**によるものであって(略)」)で**一気に解ける**ことに気が付いた。

③ 憲法前文第 1 項第 2 文(信託)は、憲法を読んだことのある人なら、概ね全ての人々が知っている、当然のことと納得できる文言である。

しかし、同代理人が、この憲法前文第 1 項第 2 文(信託)が、【一票較差を伴う選挙区割り立法に当たって、**国会が一票較差の有無・広狭に関して立法裁量権を有していないこと**】を立証することに気づいたことは、

いわば、**コロンブスの卵**である。

同代理人は、幸運であった。

第 2

2009～2015 年の間、人口比例選挙請求訴訟の目的実現のために費やした費用(概数)(新聞広告費等)(但し、訴訟印紙代、旅費交通費を除く)

升永英俊弁護士 566,000,000 円

久保利英明弁護士 100,000,000 円

伊藤真弁護士 248,000,000 円

岡田甲子男氏 アリアケジャパン(東証プライム上場)創業者 89,000,000 円

第 3 憲法学者の中に、憲法が人口比例選挙を要求しているか否かのテーマについて、専門に研究した人又は専門に研究している人は、1945～2025年までの間、零人である：

- ① 同代理人は、2021 年から、相当数の憲法学者が、『憲法は人口比例選挙を要求している』旨の論文を書いてもらうことが人口比例選挙請求訴訟の目的を達成するために、重要である、と考え、100 人前後の憲法学者にメール等を送付した。
- ② そのうち 30 人位の学者から、返信があった。
- ③ その 30 人位のうち、3 回以上返信が続いたのが 15 人位である。
- ④ その 15 人位のうちの 6～7 名の学者は、「わたしは、選挙制度についての憲法問題を専門に研究していませんので」と記述されたメールを最後に、返信が途絶えた(但し、3 名は著名な憲法学者である)。
- ⑤ その 6～7 名のうちの一人(但し、著名な憲法学者)は、
「人口比例選挙の憲法問題は、升永弁護士が日本で一番研究している。事前に私にコメントを求める必要はない。どんどん意見を発表されたい。」とメールに記述し、それ以後、返信が途絶えた。
- ⑥ 他の著名な憲法学者は、2023 年頃、同代理人のメールに対する返信メールの中で、『議員が全国民を代表すること(憲法 43 条 1 項)の憲法上の意義について、憲法学者は、これまで、議員が全国民を代表すること(憲法 43 条 1 項)の憲法上の意義について研究してこなかった。憲法学者は、これから、この問題に真剣に取り組まねばならない。』と同代理人宛メールに記述した。しかし、同憲法学者

は、未だ、当該論文を発表していない。

⑦ 上記①～⑥に示した通り、過去、現在の、憲法学者の中に、『憲法が人口比例選挙を要求するか否かという憲法問題』を専門に研究した人、又は研究している人は、いない。

⑧ 準備書面(1)57～58 頁の芦部教授発言に示す通り、芦部教授は、『芦部説の 1 対 2 は、1980 年当時の衆院選の一票格差 4～5 倍のひどい不均衡を前提とした、裁判所を説得するためのプラクティカルなものでしかなく、本当は、1 対 1 が望ましい』とされている。芦部先生は、1 対 2 であれ 1 対 1 であれ、憲法の定め(但し、前文、条文から成る)、及び憲法法理に基づいて、1 対 2 説、または 1 対 1 説を導いているわけではなく、芦部教授個人として、憲法上の詰めた理屈を抜きにして、1 対 2 説、または 1 対 1 説が適切であると考えておられるようである。

とはいえ、芦部教授が、本当は、1 対 1 説であったということは、最高裁大法廷が、基本 1 対 2 説〈衆院選〉に立っているように推察される現時点では、重要である。

⑨ 私が、5 名の著名な憲法学者に「芦部先生が 1980 年の法律時報で、京極純一教授との対談の中で、『1 対 2 説は、当時の一票格差・4～5 倍の現状を前提にする意見であって、本当は 1 対 1 が望ましい』と発言されていることを知っていますか」と質問したところ、全員が、「知らなかった」という回答であった。その他の 10 名位の憲法学者に同じ質問をしたところ、やはり、全員が、「知らなかった」という回答であった。

⑩ 同代理人は、2 名の著名な憲法学者から、弊憲法前文第 1 項第 2 文(信託)論に賛成である旨のメールを受領している。該論点に関する論考は、未発表である。

第 4 判決によって、現在の国会議員主権国家から国民主権国家が誕生する：

一票の較差・2 倍の**非**人口比例選挙(令和 6 年衆院選)のため、40%の得票率に過ぎない、自民・公明の国会議員(但し、主権を有しない)が過半数決で総理大臣を指名し、且つ立法を行っている(準備書面(1)48 頁)。国民の過半数の投票とは無関係に、国会議員の過半数決で総理大臣が指名され、立法される以上、国会議員主

権国家である。

判決により、国政選挙が、**非**人口比例選挙から憲法の要求する人口比例選挙に変われば、国民主権国家が誕生する。

同判決により、**非**人口比例選挙で選出された、国会議員が行使している行政権、立法権は、主権者たる国民の過半数意見を代表する、人口比例選挙で選出された国会議員が、これらを行行使することになる、即ち、国会議員主権国家から国民主権国家に変わる。

非人口比例選挙で選出された国会議員（＝治者）が、国会議員の過半数決で、行政権、立法権のそれぞれを行行使する権利が、国民（＝被治者）の過半数の意見を代表する、人口比例選挙で選出された国会議員に移動する。

この治者から被治者への、権力を行行使する権利の移動は、**日本史上初めて**のことである。

第 5

裁判官は、法廷に提示された主張・立証に照らして、心証を得た時、『憲法は、人口比例選挙を要求する。従って、本件選挙は違憲である』旨判決出来る。

原告代理人が、「**コロンプスの卵**である」と指摘する**憲法前文第 1 項第二文（信託）の議論に真正面から向き合って** 判決されるよう、**強く求める。**

以上